

骨髄等移植ドナー支援事業助成金のご案内

東近江市では、白血病などの治療に有効な骨髄移植を推進するため、日本骨髄バンクを介して骨髄等の提供を行った方や、その方が勤務する事業所に対して助成金を交付します。

対象者

- 1 ドナー** 日本骨髄バンクを介して骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行った方で、骨髄等の提供日に東近江市内に住所を有している方（以下「助成対象ドナー」という）
※他の地方公共団体、企業及び団体による同種同様の助成金等を受けている方は対象となりません。
- 2 事業所** 上記の助成対象ドナーを雇用している国内の事業所
（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学及び公立大学法人を除く。）

助成対象となる内容

骨髄等の提供のため、次のいずれかに該当する通院、入院又は面接

- 健康診断又は自己血採血のための通院
- 骨髄等の採取のための入院
- その他日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

助成金額

通院等の日数（事業所の場合は、特別休暇（ドナー休暇）の取得日数）に応じて助成します。

- 1 ドナー** 1日につき2万円（上限7日まで）
- 2 事業所** 1日につき1万円（上限7日まで）

申請方法

骨髄等の提供日から1年以内に、次の書類等をお持ちの上、健康推進課で手続きをしてください。

【申請に必要な物】

- 東近江市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（市HPからダウンロードできます）
- 日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供を証する書類（通院等の日数が確認できるもの）
- 印鑑
- 振込先の分かるもの（申請者名義の口座に限ります）

事業所が申請する場合（上記に加えて）

- 助成対象ドナーとの雇用関係を証明する書類
- 骨髄等の提供のため、ドナー休暇を付与した日数を確認できる書類

助成金交付の流れ

骨髄等提供

申請

審査・
決定

振込

お問合せ

東近江市健康医療部健康推進課
〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
電話 050-5801-5646 I P 0748-24-5646



市ホームページ



R6.10 作成